

大和郡山市風致地区条例をここに公布する。

大和郡山市長 上田 清

大和郡山市風致地区条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為)

第2条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 建築物等の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国若しくは地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
  - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
  - イ 祭礼その他これに類する慣例的な行事のため一時的に設ける工作物
  - ウ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
  - エ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台
  - オ アからエまでに掲げる工作物以外の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の地盤面からの高さが1.5メートル以下であるもの
- (5) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するも

の以外のものの色彩の変更

- (6) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える<sup>のり</sup>法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (7) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
- ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
  - オ この項の各号又は次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第6号の土地の形質の変更と同程度のも
- (10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
    - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
    - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
    - (ウ) 建築物等の色彩の変更で第5号に該当しないもの
    - (エ) 高さが1.5メートルを超える<sup>のり</sup>法を生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
    - (オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
    - (カ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(エ)の土地の形質の変更と同程度のも
    - (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの
  - ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
    - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
    - (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
    - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
    - (エ) 水面の埋立て又は干拓
    - (オ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
- 3 国、県又は市の機関等（独立行政法人等の団体で規則で定めるものを含む。以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとする場合においても、ま

た、同様とする。

(適用除外)

第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）による高速自動車国道若しくは自動車専用道路の新築、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（道路法による高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ及び第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務並びに同法附則第4条第1項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、

車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (17) 気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (18) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路（その支持物を含む。以下同じ。）又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (19) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (20) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (22) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (23) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (24) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (25) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (26) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第4条による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為
- (27) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (28) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は奈良県立自然公園条例（昭和41年12月奈良県条例第23号）による公園事業の執行に係る行為
- (29) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

(風致地区の種別)

第4条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区、第4種風致地区及び第5種風致地区とする。

2 前項の各地区について必要な事項は、規則で定める。

3 第1項の各地区の区域を定めるにあたり必要と認めるときは、市長は、大和郡山市都市計画審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、次の各号に定める基準に適合する行為については、第2条第1項の許可をするものとする。

(1) 建築物等の新築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 当該建築物の高さが、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(イ)欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行なわれることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(ロ)欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ロ) 当該建築物の外壁又はこれに代る柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあつては同表(ニ)欄に掲げる限度、その他の部分にあつては同表(ホ)欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 当該建築物の敷地面積に対する植栽面積（規則で定めるところにより算定した植栽の面積をいう。）の割合が、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(カ)欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(オ) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 仮設の建築物等については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

エ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が、新築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 建築物等の改築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。

(イ) 改築後の建築物の位置、形態及び意匠が、改築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物については、改築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、改築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の増築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物（仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。）については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 当該増築部分の建築物の地盤面からの高さが、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(イ)欄に掲げる限度以下であること。ただし、当該増築後の建築物の位置、規模、形態及び意匠が増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行なわれることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 増築後の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(ロ)欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 当該増築部分の外壁又はこれに代る柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(エ)欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表(カ)欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）については、増築後の工作物の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

ウ 仮設の建築物等については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 増築後の建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

エ 地下に設ける建築物等については、増築後の当該建築物等の位置及び規模が、増築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) 建築物等の移転については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物については、次に掲げる要件に該当するものであること。

(ア) 移転後の建築物の外壁又はこれに代る柱の面から敷地の境界線までの距離が、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(ニ)欄に掲げる限度、その他の部分にあっては同表(ホ)欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 移転後の建築物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 工作物については、移転後の工作物の位置が、移転の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(6) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積（規則で定めるところにより算定した土地の面積をいう。以下この号において同じ。）の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(カ)欄に掲げる限度（森林の区域（市街化区域を除く。）における木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合については、同表(ホ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(キ)欄に掲げる限度）以上であること。ただし、当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが、別表(ハ)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(ク)欄に掲げる限度（地形の状況によりこれによりがたいと認められるときは、市長が別に定める限度）を超えて法を生ずる切土又は盛土

(イ) 都市の風致の維持上特に枢要な森林として、あらかじめ、市長が指定したものの伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(7) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第6号ウ(イ)の森林に係るものを除く。）で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林の区域外における木竹の伐採

(9) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘り（必要な埋めもどし又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）でなく、かつ、採取を行なう土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（地位の承継）

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人はその旨を市長に届け出なければならない。

2 第2条第1項の許可を受けた者から当該許可を受けた行為を行なう権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

（監督処分）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

(3) 第5条第2項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により第2条第1項の許可を受けた者

（報告又は資料の提出）

第8条 市長は、前条の規定による権限を行うために必要な限度において、第2条第1項各号に掲げられた行為を行った者若しくは行っている者又は当該行為の請負人に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができ

る。

(立入検査)

第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第10条 第7条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(2) 第9条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）の規定により奈良県知事が行った許可その他の行為又は奈良県知事に対して行われた申請その他の行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

3 前項の規定によりこの条例の相当規定により行われたものとみなされた奈良県知事に対して行われた申請その他の行為に関し、この条例の施行の日以後に行う許可その他の行為の基準については、第5条第1項の規定にかかわらず、奈良県風致地区条例の一部を改正する条例（平成24年10月奈良県条例第10号）による改正前の奈良県風致地区条例第5条第1項の規定の例によるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第4条に掲げる風致地区の種別ごとの区域の指定に関する事務（同条各項に掲げる関係事務を含む。）については、この条例の公布の日以後この条例の施行の日の前日までの間においても、行うことができる。

別表（第5条関係）

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
種別	高さ	建ぺい率	道路からの距離	隣接地からの距離	緑地率	森林区域の緑地率	切土又は盛土の高さ
第1種風致地区	8メートル	10分の2	3メートル	1.5メートル	10分の4	10分の6	2メートル
第2種風致地区	10メートル	10分の3	2メートル	1メートル	10分の3	10分の5	3メートル
第3種風致地区	10メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2	10分の4	4メートル
第4種風致地区	12メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2	10分の4	4メートル
第5種風致地区	15メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の2	10分の4	4メートル